設置しましたか？『住宅用火災警報器』

設置期限まで約1年です！

「住宅用火災警報器」とは？

※　NSマークを記載している商品を購入してください。

火災の煙や熱を自動的に感知し、警報や音声により知らせる機器です。

全国の住宅火災による死者数は、平成15年以降連続して1，000人を超え、その原因の6割以上が「逃げ遅れ」によるものです。

また、死者数のうち、65歳以上の高齢者が6割を占めており、特に就寝時間帯に発生した火災で多くの人が亡くなっています。

こうしたことから、住宅火災による死者を減らすため、消防法および中津市火災予防条例により、新築の住宅については、平成18年6月1日から、既存の住宅については、平成23年5月31日までに「住宅用火災警報器」を設置しなければなりません。

設置期限まで、約1年になりました。

住宅用火災警報器は、火災による熱や煙をいち早く感知し、火災の発生を警報音や音声で知らせてくれるものです。住宅用火災警報器の設置により、万が一火災が発生した場合でも、すばやく避難、通報ができるようになります。

みなさんの生命と財産を守るためにも、必ず設置するようにしましょう。

地域で共同購入をお勧めします！

共同購入のメリット

1. 隣近所のみんなが安心して暮らせます。
2. 悪質訪問販売の心配もありません。
3. 更新も同じ時期になるので安心です。
4. 共同購入すれば安価に購入できます。

悪質な訪問販売にご注意を！

住宅用火災警報器の設置義務化に便乗して、不適切な価格・無理強い販売などを行う業者にご注意ください。

消防職員や市職員が住宅用火災警報器を販売することはありません。

住宅用火災警報器の設置例

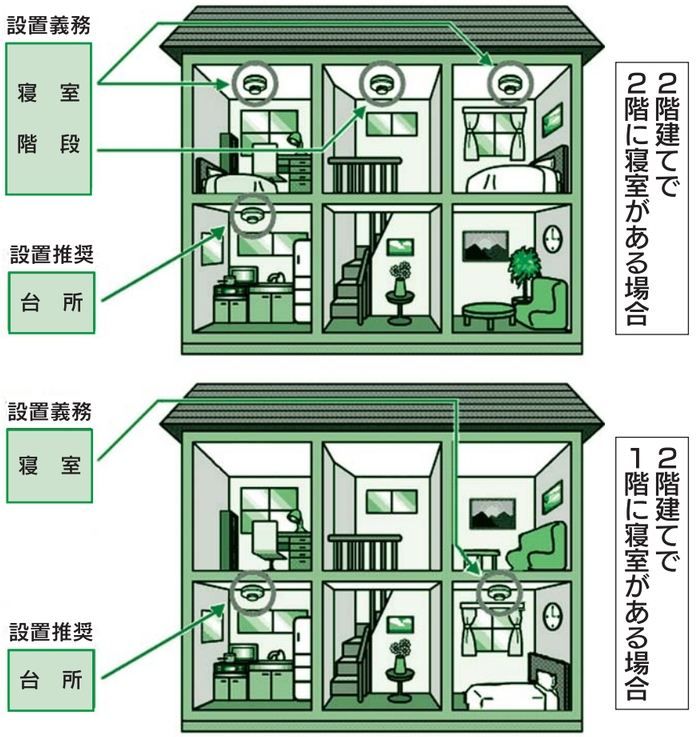

設置義務のある場所

○寝室（普段就寝に使用している部屋すべて。来客などで使用する部屋は除く。）

○階段（寝室が2階以上にある場合）

設置を推奨する場所

○台所（熱式を設置するようにしてください。）

※　詳しい取り付け方法は、取扱説明書を参照してください。

住宅用火災警報器の奏功事例

以下の奏功事例は、実際に住宅用火災警報器が作動して、大きな被害にならなかった事例です。

事例1　感知場所：階段

2階の部屋で布団を椅子の上にかけて干していたところ、近くにあった電気ストーブと接触し着火、階段部分に付けていた住宅用火災警報器が作動した。1階でその警報音に気付いた居住者は、119番通報し、水をくんだバケツにより初期消火を行った。

事例2　感知場所：寝室

居住者が台所で調理中、隣接する寝室で寝込んでしまい、コンロにかけてあった鍋の中身が空焚き状態になり、やがて鍋の中身が焼け焦げ、煙が発生、寝室に付けていた住宅用火災警報器が、その煙を感知し作動した。居住者は、警報音で目を覚ましたものの、状況が分からずにしどろもどろしていたが、同じく警報音に気付いた近隣住民が119番通報をし、火災にならなかった。

事例3　感知場所：寝室

居住者が1階でくつろいでいたところ、2階の子ども部屋で住宅用火災警報器の警報音が鳴っているのに気づき、2階に駆けつけたところ、室内には煙が充満しており、子どもがたじろいでいた。居住者は、ただちに子どもを避難させるとともに、風呂の残り湯で初期消火を行った。

■問合先　中津市消防本部消防課予防係（☎22-9831）